

松江市告示第30号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、指定居宅サービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2項第2号の規定により告示する。

令和5年1月18日

松江市長 上 定 昭 仁

1 介護保険事業所番号

3260190321

2 事業者等の名称

合同会社訪問看護ステーション幸

3 事業所の名称及び所在地

名 称 訪問看護ステーション幸

所在地 松江市上本庄町 555-1

4 廃止届受理年月日

令和 5年 1月10日（事業廃止年月日：令和 5年 3月15日）

5 サービスの種類

訪問看護、介護予防訪問看護